

第 5 1 6 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 6 年 1 2 月 2 0 日、第 5 1 6 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長	澤 田 和 也	主	事	阿 保 佑 夏
---------	---------	---	---	---------

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	教 育 長	高 橋 涉
公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡	技 監	津 田 知 宏
町参事兼学校教育課長	大 塚 謙 一	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	福 永 知 美
社会教育課課長補佐	鷺 尾 進 吾		

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣

第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 14 名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に近藤副町長と木ノ本社会教育課長から欠席届が出ております。社会教育課長の代わりに鷺尾課長補佐が出席しておりますので、報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 総括質疑

- 議 長 日程第 1 は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第 2 委員長報告・質疑

- 議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
12 月 10 日の本議会 2 日目において、議案 12 件が委員会に付託され、慎重
審査がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。委員会からその
審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(主事朗読)

- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。
吉高総務文教 おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案の審査につ
常 任 委 員 長 て報告いたします。

委員会は去る 12 月 11 日に開催し、付託されました議案 6 件につきまして、
慎重に審議を行いました。

審査の結果については、先ほどの事務局朗読のとおり 6 議案とも原案どおりに
可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明いたします。

議案第 60 号につきまして、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に
係る連携協約の一部を変更する連携協約についてですが、複数の委員から「取
組内容ではまだ具体的な内容について決まっていないものがあるが、姫路市か
らの提案を待って、福崎町ができるか否かを判断するような待ちの姿勢ではな

く、積極的に姫路市に提案していく姿勢で取り組んでいくべきではないか」という趣旨の質疑がありました。企画財政課長の答弁は「以前もふくひめ号の例のように、福崎町も積極的に連携させていただいたものもありますので、今後、姫路市と連携していけるような事案があれば積極的に取り上げていきたい」とのことでした。

議案第64号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、委員から「当日投票所の投票立会人、また期日前投票所の投票立会人、おのおのは説明資料では6.5時間及び5.75時間となっている。これは時間について柔軟性を持たせるのか。それともこれで固定するのか」という質疑がありました。総務課長の答弁では「条例上はあくまでも柔軟にできる形での改正ですが、運用では区長会の要望を踏まえて、当日の投票立会人、13か所の投票所ですが、半日ずつの6.5時間で交替。一方、期日前投票は、役場1か所ですが、今のところは1日通しで一旦スタートしたい」とのことでした。

次に、全体を通じて、複数の委員から「定例会の報告第6号、7号のような専決処分やその他の件も含めて、事後報告ではなく、事前報告で相談をすべきではないか」との趣旨の質疑がありました。議長から「専決処分をする場合は、ある程度の情報提供を委員会にさせていただきたい。そのほかの内容についても総務、民生はもとより、議会運営委員会でも諮りながら、また理事者とも相談しながら、そのあたり一度検討していきたい」とのことでした。

以上で、付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

8番 議案第61号についてであります。2つの条例を一括しての提案ということになっております。今、委員長さんが報告していただきましたように、非常勤のものに関しては選挙立会人等の関係のものも含まれていたように思うのですが、間違いありませんか。

そういうことですから、それと、給与、一時金に関するものとですね、性格の違うものを全部まとめにしてですね、常勤とそれから非常勤の分、そういう性格の違うものを1つにしての提案というのはいかがかと思うんですが、こういう点についての質疑というのはいなかったのでしょうか。

吉高総務文教 それについては、特に質疑はございませんでした。

常任委員長

議長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読をさせます。

(主事朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの審査報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された6議案について、12月12日委員会を開催、町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求めて、慎重に審査をいたしました。要旨をいくつか紹介させていただいて報告とさせていただきます。

議案第66号は国保会計の補正であります。給与改定と人事異動に伴う補正、保険給付金の過年度に係る償還金等がありますが、これにより、基金残高は1,

091万円余となります。県の標準税率を適用しても赤字になるという問題点も質疑応答の中で明らかになっております。来年度予算編成については、税率改定が予測をされるわけであります。

議案第67号は後期高齢者医療会計の補正であります。給与等の改定と令和5年度の出納整理期間中の税処理に関するものでございます。

議案第68号は介護保険会計の補正です。給与改定と人事異動及び介護予防・生活支援事業の実績による補正であります。「認定調査員は退職後の補充は」の質問等に対して、「現在募集中で、令和7年度からはフルタイム2名体制を確保したい」とのことでありました。

議案第69号水道会計、70号工業用水道会計、71号下水道会計の補正は、それぞれ給与改定と人事異動に係るものでありました。

1件ごとの採決の結果、付託案件全てについて全員賛成で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 それでは、委員会調査報告を行います。

常任委員長 本委員会は、議会開催中の下記の事項について調査しました。議会規則第77号の規定により報告いたします。

調査事項は、特別委員会の設置について協議いたしました。調査期日は12月11日であります。

調査の概要は、特別委員会の設置についてであります。3月末をめどに、多岐にわたる町民の視点から現状の行政改革の問題点、課題、改選後の議員に課される課題等を低減できるようにまとめるという目的で、行政改革調査特別委員会の設置を議会運営委員会に求めることに決定いたしました。

以上です。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 開会中の調査報告をさせていただきます。

常任委員長 1件であります。くれさかクリーンセンターのごみ処理手数料の改定が予定されているとのことであります。姫路市は、使用料などの見直し作業の中で、ごみ処理手数料の値上げを行う予定で、2月議会上程の予定だということで、10月実施というふうな状況とのことでございます。

くれさかでの混乱防止と公平性の観点から、くれさか環境事務組合の条例改正を検討するという予定のこととあります。影響を受けるのは、事業系のごみでございます。今後、その進捗に沿って報告をするとのこととあります。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会運営 議会運営委員会の議会開会中の委員会調査報告をさせていただきます。

委員長 委員会は12月10日と12月18日に行いました。12月10日は、仮称行政改革調査特別委員会の設置について協議し、所管である総務文教常任委員会で協議・検討していただくことに決定いたしました。12月18日は、総務文教常任委員会から提案を受け、行政改革調査特別委員会の設置について協議し、全員協議会で協議することに決定いたしました。

議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

議長 以上で、開会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は討論・採決であります。

なお、採決について松岡議員におかれましては、体調不良のため、挙手による意思表示を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第60号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第61号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

8 番 反対の立場から討論をさせていただきます。

まず2つの条例を1つにしての提案ということでもありますので、その点に問題を感じておるということでもあります。特別職のこの一時金の関係であります、私は基本的には特別職といえども、ちゃんと生活を保障していくということは大変重要な課題であるというふうに考え、幾らでもカットしてよいというふうには考えてはおりません。しかし、福崎町は今、町当局から財政危機が叫ばれ、行政改革でサービスの切下げが計画をされております。さらに、下水道料金の引上げも計画をされ、そこには公営企業管理者の存在等も私は議論をさせていただいております。また昨日の一般質問でも明らかになりましたように、来年度は国民健康保険税の値上げの状況等も考えられるわけでございます。

そういう中で、最近の神戸新聞等を見ましても、一時金にかかる福崎町の特別職の水準というのは、中西播の中でかなり高い水準であるということも明らかになっており、町民の関心も高まっております。そういう中で、先ほど述べたよう

な状況の中で、現在福崎町の特別職に本当に財政危機なのかという危機感などを
感じさせられないものでございます。したがって、今回の議案に対しては私は素
直に賛成することはできませんので、反対の態度を表明させていただきます。

議 長 次に、原案に賛成の発言はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 他に討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、これで討論を終わります。
これより採決を行います。

議案第61号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案
のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次、議案第62号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について討論を行います。

討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第62号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案
のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次、議案第63号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第63号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案
のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次、議案第64号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 4 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 6 5 号、令和 6 年度福崎町一般会計補正予算(第 4 号)について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 5 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 5 号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 6 6 号、令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 6 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 6 号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 6 7 号、令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 6 7 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第６７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第６８号、令和６年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第６８号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第６８号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第６９号、令和６年度福崎町水道事業会計補正予算（第１号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第６９号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第６９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第７０号、令和６年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第７０号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第７０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第７１号、令和６年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 71 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 71 号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5 議員派遣

議長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第 6 閉会中の継続調査申出

議長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。

それぞれ申出のとおり許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第 516 回福崎町議会定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会を閉会することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、第 516 回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月6日に招集され、本日までの15日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会にあたり、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第516回福崎町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶とお礼を申し上げます。

本定例会では、2件の報告と14件の議案を提案させていただきました。いずれも重要な議案でありましたが、慎重審議の上で可決していただきましてありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見は執行にあたっての参考にさせていただきます。

また、一般質問におきましても9名の議員から様々な角度からご質問をいただきました。これらの意見、提言についてもしっかりと受け止めさせていただいて行政運営にあたってまいります。

今年も残り少なくなりました。明日21日は1年で最も夜が長い冬至ですが、第2回クリスマスF u k uランタンを辻川山公園で開催します。冬の澄み切った夜空に願いを込めたL E Dランタンを一斉に放っていただきます。福崎町の冬の風物詩になることを期待しているところでございます。

今、インフルエンザがはやっているようにも聞いております。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意をされまして、新しい年をお元気で迎えられますよう心から祈念いたしましてお礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会したいと思います。お疲れさまでした。

閉会 午前10時06分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 2 月

福崎町議会議長 前 川 裕 量

福崎町議会議員 竹 本 繁 夫

福崎町議会議員 小 林 博